

千葉市電子納品運用ガイドライン改定概要（令和4年4月）

- 1 国土交通省の電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】令和3年3月の中から基本的にオンライン電子納品以外のものを記載しています。
- 2 工事帳票の施工中の情報交換・共有方法については、電子納品に関する事前協議で、紙または電子データのいずれによるかを決定していましたが、情報共有システムを活用した情報交換・共有が普及している現状を踏まえて、電子データにより情報交換・共有することとします。
- 3 工事写真は、デジタルカメラで撮影を行い、デジタル写真管理情報基準に基づき電子データを作成し、電子媒体に格納して提出することを原則とします。
- 4 新たに施工計画書用「PLAN」フォルダ及び打合せ簿用「MEET」フォルダを追加します。
- 5 事前協議チェックシートを見直しました。